

平成27年 臨時（第8回）大分市教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年12月21日(月)  
午前9時45分～午前10時00分
2. 場 所 大分市役所議会棟3階 第5委員会室
3. 出席者 教育長 三浦 享二  
一番委員 角山 光邦  
二番委員 小林 達也  
三番委員 大久保 眞理子  
四番委員 上杉 美穂子
4. 出席事務局職員
- |         |       |          |       |
|---------|-------|----------|-------|
| 教育部長    | 澁谷 有郎 | 教育部教育監   | 江藤 郁  |
| 教育部次長   | 後藤 芳史 | 教育総務課長   | 佐藤 雅昭 |
| 教育総務課参事 | 糸長 隆  | 教育総務課参事補 | 清水 昭男 |
5. 書記
- |          |       |         |       |
|----------|-------|---------|-------|
| 教育総務課参事補 | 三原 徹  | 教育総務課主査 | 谷矢 啓良 |
| 教育総務課主任  | 松下 明史 |         |       |
6. 傍聴人 なし

7. 議題

(1) 議案審議

(教議第68号) 大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則等の一部改正について

8. 会議の概要

教育長 それでは、ただいまより、平成27年臨時（第8回）大分市教育委員会を開会いたします。（午前9時45分 開会）

教育長 会議に先立ち署名委員を3番委員、4番委員お願いします。

それでは、ただ今より議案審議に入ります。

教議第68号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則等の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、教議第68号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則等の一部改正について」ご説明申し上げます。

本規則改正につきましては、大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定及び大分市立学校職員の給与に関する条例等の改正に関する議案が、12月開会の市議会で議決されたことに伴いまして、

幼稚園教諭の任期付職員に係る給料や手当に関する規則の改正を行なおうとするものでございます。

任期付職員には、特定任期付職員、一般任期付職員、任期付短時間勤務職員の3種類がございますが、任用される形態によって給料額や支給される手当が異なっております。

はじめに、給料についてですが、特定任期付職員は、資料の別表1の給料表が適用されます。また、専門的な知識経験を有する者として採用される一般任期付職員は、正規職員と同じ給料表が適用され、一時的な業務に対応するためなどに採用される一般任期付職員や任期付短時間勤務職員は、再任用職員と同じ給料表が適用されます。

次に、各種手当についてですが、基本的には一般職員に準じることとなります。ただし、特定任期付職員については、職務の特殊性や期待される業績等を考慮して給料表を定めていることから、管理職手当や勤勉手当等の手当は支給されません。そのほか、雇用される形態によっては、扶養手当や住居手当などの生活関連に関する手当が支給されない場合もございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、平成28年1月1日付で施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

任期付職員の任期は定められているのですか。

教育総務課長

原則3年ですが、特別な事情がある場合及び特定任期付職員の場合は5年となります。

教育長

他にご質問などはございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決をいたします。教議第68号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは他に何かありませんか。

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前 10時 00分 閉会)